



# 正しく知ろう！ 最低賃金

4つのポイント！



**必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。**

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。



# 正しく知ろう！ 最低賃金



..... 4つのポイント!

## 最低賃金制度とは？

POINT  
1



働くすべての人に対し、  
賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金は最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者(事業主)は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

また、使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則(50万円以下の罰金)が定められています。



POINT  
2



# 最低賃金の種類は？

「地域別最低賃金」と、「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

## 地域別最低賃金

## 特定（産業別）最低賃金

内 容 ※1	地域別最低賃金	特定（産業別）最低賃金
適用範囲 ※2	<p>産業や職種にかかわらず、都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。都道府県ごとに、最低賃金が定められています。</p> <p>すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則として、各都道府県で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。</p>	<p>基幹的労働者を対象として、関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、平成25年9月30日現在、全国で239の最低賃金が定められています。</p> <p>特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。</p> <p>（ 18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する人などには適用されません。 ）</p>
最低賃金の決め方 ※3	<p>中央最低賃金審議会※から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会※での地域の実情を踏まえた審議・答申後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長が決定します。</p> <p>※公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成</p> <div style="text-align: center;"> <p>▼</p> <p><b>官 報 公 示</b></p> <p>▼</p> <p><b>効力の発生</b> 公示の日から30日経過後または 公示の日から30日経過後で指定する日</p> </div>	<p>特定の産業について関係労使の申出に基づき、地方最低賃金審議会が必要と認めた場合で、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い、答申後、異議申立に関する手続を経て、都道府県労働局長が決定します。</p> <div style="text-align: center;"> <p>▼</p> <p><b>官 報 公 示</b></p> <p>▼</p> <p><b>効力の発生</b> 公示の日から30日経過後または 公示の日から30日経過後で指定する日</p> </div>

※1 地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。すべての地域別最低賃金と大部分の特定（産業別）最低賃金は、時間額で定められています。ただし、一部の特定（産業別）最低賃金は、日額と時間額が定められています。この場合、日額は日給制の労働者に、時間額は日給制以外の時間給制・月給制などの労働者にそれぞれ適用されます。

※2 一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の①～⑤の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けるとして個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神または身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

※最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

※3 中央および地方最低賃金審議会では、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら最低賃金の審議を行い決定します。

地域別最低賃金は、

- ①労働者の生計費／②労働者の賃金／③通常の事業の賃金支払能力

を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。



# 適用される対象者は？

POINT  
**3**



## 働くすべての人に、適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者とその使用者に、特定（産業別）最低賃金は特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則として、各都道府県で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

### 派遣労働者の最低賃金は？



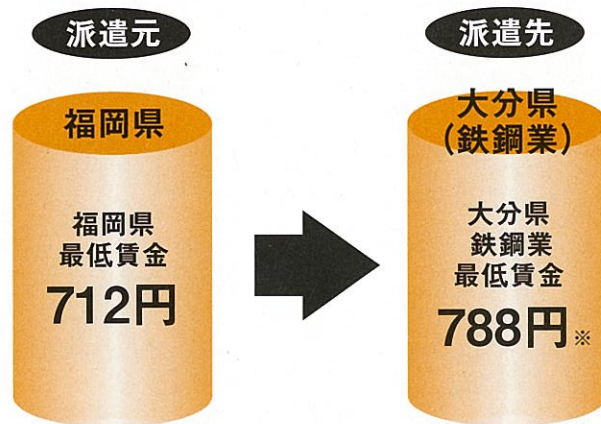
派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者とその労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

(1) 派遣先の事業場が他地域にある例

(2) 派遣先の事業場に特定（産業別）最低賃金が適用されている例



派遣先の東京都最低賃金(869円)が適用されます。



派遣先の大分県鉄鋼業最低賃金(788円)が適用されます。

※金額は平成25年9月30日現在のものです。



# 最低賃金額以上と なっているかの チェック方法は？

## 支払われる賃金<sup>※</sup>と適用される 最低賃金額を以下の方法で比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 (時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金 (休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 (深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

### 最低賃金の計算方法



#### (1) 時間給の場合

**時間給 ≥ 最低賃金額 (時間額)**

#### (2) 日給の場合

**日給 ÷ 1日平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)**

ただし、日額が定められている特定 (産業別) 最低賃金が適用される場合には、

**日給 ≥ 最低賃金額 (日額)**

注) 日給を所定労働時間数で除した場合に、その金額が地域別最低賃金額を下回る場合には当該地域別最低賃金が適用されます。

#### (3) 月給の場合

**月給 ÷ 1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)**

#### (4) 上記 (1), (2), (3) の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当 (職務手当など) が月給制などの場合は、それぞれ上記 (1), (3) の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額 (時間額) と比較します。



#### 〇〇県で働くAさんの場合 (月給制)

基本給 (月給)	125,000円
職務手当	25,000円
通勤手当	8,000円
合計	158,000円
所定労働時間 / 日	7時間30分
年間所定労働日数	250日
〇〇県最低賃金	800円

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、**158,000円 - 8,000円 = 150,000円**

② この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

**150,000円 ÷ 1か月平均所定労働時間 (250日 × 7.5時間 / 12か月) = 960円 > 800円** であり、最低賃金額以上となっています。

#### △△県で働くBさんの場合 (日給制と月給制の組み合わせの場合)

基本給	100,000円
(= 5,000円 × 20日)	
職務手当	25,000円
通勤手当	8,000円
合計	133,000円
所定労働時間 / 日	8時間
年間所定労働日数	250日
△△県最低賃金	800円

① 基本給 (日給制) を時間額に換算すると、**5,000円 ÷ 8時間 / 日 = 625円**

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、職務手当 (月給制) を時間額に換算すると、

**25,000円 ÷ 1か月平均所定労働時間 (250日 × 8時間 / 12か月) = 150円**

③ 上記①と②を合計すると、**150円 + 625円 = 775円 < 800円** となり、最低賃金額を下回ることになります。



#### 使用者の皆様へ

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示する方法により周知する必要があります。





# 地域別最低賃金一覽

(47都道府県)

都道府県名	最低賃金額[円]	前年比[円]	発効日
北海道	734 (719)	15 ↑	平成25年10月18日
青森	665 (654)	11 ↑	平成25年10月24日
岩手	665 (653)	12 ↑	平成25年10月27日
宮城	696 (685)	11 ↑	平成25年10月31日
秋田	665 (654)	11 ↑	平成25年10月26日
山形	665 (654)	11 ↑	平成25年10月24日
福島	675 (664)	11 ↑	平成25年10月6日
茨城	713 (699)	14 ↑	平成25年10月20日
栃木	718 (705)	13 ↑	平成25年10月19日
群馬	707 (696)	11 ↑	平成25年10月13日
埼玉	785 (771)	14 ↑	平成25年10月20日
千葉	777 (756)	21 ↑	平成25年10月18日
東京	869 (850)	19 ↑	平成25年10月19日
神奈川	868 (849)	19 ↑	平成25年10月20日
新潟	701 (689)	12 ↑	平成25年10月26日
富山	712 (700)	12 ↑	平成25年10月6日
石川	704 (693)	11 ↑	平成25年10月19日
福井	701 (690)	11 ↑	平成25年10月13日
山梨	706 (695)	11 ↑	平成25年10月18日
長野	713 (700)	13 ↑	平成25年10月19日
岐阜	724 (713)	11 ↑	平成25年10月19日
静岡	749 (735)	14 ↑	平成25年10月12日
愛知	780 (758)	22 ↑	平成25年10月26日
三重	737 (724)	13 ↑	平成25年10月19日

都道府県名	最低賃金額[円]	前年比[円]	発効日
滋賀	730 (716)	14 ↑	平成25年10月25日
京都	773 (759)	14 ↑	平成25年10月24日
大阪	819 (800)	19 ↑	平成25年10月18日
兵庫	761 (749)	12 ↑	平成25年10月19日
奈良	710 (699)	11 ↑	平成25年10月20日
和歌山	701 (690)	11 ↑	平成25年10月19日
鳥取	664 (653)	11 ↑	平成25年10月25日
島根	664 (652)	12 ↑	平成25年11月6日
岡山	703 (691)	12 ↑	平成25年10月30日
広島	733 (719)	14 ↑	平成25年10月24日
山口	701 (690)	11 ↑	平成25年10月10日
徳島	666 (654)	12 ↑	平成25年10月30日
香川	686 (674)	12 ↑	平成25年10月24日
愛媛	666 (654)	12 ↑	平成25年10月31日
高知	664 (652)	12 ↑	平成25年10月26日
福岡	712 (701)	11 ↑	平成25年10月18日
佐賀	664 (653)	11 ↑	平成25年10月26日
長崎	664 (653)	11 ↑	平成25年10月20日
熊本	664 (653)	11 ↑	平成25年10月30日
大分	664 (653)	11 ↑	平成25年10月20日
宮崎	664 (653)	11 ↑	平成25年11月2日
鹿児島	665 (654)	11 ↑	平成25年10月27日
沖縄	664 (653)	11 ↑	平成25年10月26日
全国加重平均額	764 (749)		

( )内は、平成24年度最低賃金額

必ずチェック最低賃金！  
使用者も、労働者も。

スマホ、携帯で調べよう！自分の賃金と比べよう！



厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

パソコンで最低賃金がチェックできます。

最低賃金

検索

最低賃金に関するお問い合わせは、最寄りの労働局または労働基準監督署へ

(H25.10)

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。